

G X実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会（第3回）

議事要旨

日時：令和6年7月22日（月曜日）13時00分～15時00分

場所：オンライン（T e a m s）

出席者

高村座長、大塚委員、沖野委員、男澤委員、加毛委員、黒沼委員、宍戸委員、曾我部委員、武川委員、山本委員

議題

1. 「【骨子案】排出量取引制度の法的課題とその考え方（行政法）について」
2. 民事法上の論点について
 - （1）排出枠の民事法上の性質
 - （2）排出枠の取引に関する規律
 - （3）既存の法令への排出枠の適用

議事概要

1. 「【骨子案】排出量取引制度の法的課題とその考え方（行政法）について」

〔山本委員〕

- 2. （2）「排出枠は、「許可の条件として排出が許可された量」との記載について、一般的に許可の条件は、個別の事案ごとの状況によって許可に付け加えられるいわゆる附款である。排出枠の「排出が許可された量」とは、個別の事案によってではなく、排出枠の性質として許可の内容をなしていると考えられることから、「許可の条件」という表現は、削除すべきではないか。
- 2. （3）「行為義務の性格を有することを前提として、それに加え、許可制の性格を有するのを検討、整理することが重要になる」との記載について、論理の順序が逆ではないかと考える。具体的にいうと、排出枠は2つの要素を有する。すなわち、温室効果ガスを排出するには排出枠の取得をしなければいけないという許可制に繋がる要素と、民事法上取引可能な排出枠を設定して配分するという権利の設定の要素である。こうした要素を前提に、期間中に排出した温室効果ガスの量に相当する排出枠を償却する行為義務が発生するという論理的な順序がある。このように考え、2. （3）「行為義務を前提とする考え方は、排出枠の償却という手続的な部分に着目したもの

であるが、温室効果ガスの削減義務という制度の本質的な部分を説明しきれていないという課題がある」と整理されたと考える。今の記載では、こういった論理の順序が逆になっているため、賛同できない。もっとも、制度の内容にかかわらず、この点に拘ること自体に、疑問を持っているため、以上のような意見があったということを議事録にとどめていただければよい。

- 3. (2) ア「排出枠の無償割当量の決定・割当について大量の行政処分がなされることが想定されるため、行政庁による事務的なコストを低減させる観点から」と無償割当の基準を明確にすべき理由として、事務コストの低減のみが挙げられている。しかし、割当対象事業者間の公平性を確保する観点から基準を明確にするということがより重要ではないかと思われるため、理由を加えるべきではないかと考える。

〔大塚委員〕

- 排出枠の性質について、許可制によって、枠としての権利が設定された上で行為義務が発生するという論理について山本委員のご指摘に賛同する。論理的な順序の後ろの部分が大事だという趣旨を「行為義務の性格を有することを前提として」という文言に読み込んでいたものであり、許可制が当然の前提になるかについては議論が分かれるだろう。

2. 民事法上の論点について

〔宋戸委員〕

- 「特殊な」の意味合いについて慎重な検討が必要と考える。財産、或いは財産上の価値利益に対して、法的な手当を行い、それに使用収益処分を認めるということが民事法等において行われることであり、ここで「特殊」ということを強調することにどれほどの意味があるのか。要するに、既存の民事法の体系の中にある物権とも、債権とも違うということが第一義的なものではないかと考える。加えて、排出枠の利用者に対し、排出枠を償却しなければならないという義務とその権限を認めると同時に、それが単に公法的なものだけではなく、私人間において取引ができるという法的な地位として構成して、取引を可能にするために合理的かつ合目的な制度設計をしているということをいえば足りるのではないか。そう考えると、「特殊な財産権」の「特殊な」を強調することによって、憲法・行政法の課題でも議論してきた政府によるコントロールが必要以上に可能であるようなことを構想しているかのように受けとめられることは避けるべきではないか。

- むしろ、取引を可能にするという観点やその安全を確保するといった観点から、物権類似の機能を認めるべきである等を議論すれば足りるのではないか。すなわち、既存の権利との関係で、違う権利であるが、既存の権利の様々な機能や権能というものとある点で類似させると合目的である等を整理するので足りるのではないかと考える。

〔沖野委員〕

- 排出枠の民事法上の性質について、「特殊な財産権」という用語は、物権でも債権でもない財産権という意味で、特殊な財産権という用語を使っているのではないか。
「動産類似のもの」という整理も同様に物権でも債権でもない一種の財産権であるという整理を動産類似という形で、動産と同程度の取引の安定性を図るという点から整理をされたものと考ええる。
- 排出枠は、有体物ではないため、動産ではない。しかし、平成 29 年の民法改正前の無記名債権は動産とみなすという規定が民法第 86 条第 3 項（「無記名債権は、動産とみなす。」）にあったように、有体物でないものについて動産とみなすことで動産類似の処理をするという方法はある。他方で、【資料 5・1 頁】では、「債権とは観念しがたい」と記載がある。この理由は、排出枠は、公法上の処理を求めるものであって民事上の請求ではないということにあると考えられるが、これだけで論拠となるのかは疑問である。また、排出枠の帰属の主体において、償却を求めるのは制度対象者のみということになるが、金融機関等そういった権利行使ができない非制度対象者もまた帰属権利者たりうる。特定の債権者が償却を請求するというにはならないということかもしれないが、帰属としてそれを取るということはある。よって、この理由は、債権の性質を有するという考え方の支障にはならないように思われる。したがって、「債権とは観念しがたい」と言い切れないのではないか。
- 物権でも債権でもない第三の権利であるということをもって「特殊な財産権」であるということについても慎重な検討を要する。しかし、ここで重要なのは、それが財産的価値を持った財産権であって、移転可能でありその移転可能なための取引制度を構築するということには、その権利の性質から支障がないということを確認すれば足りるのではないか。ただ、そうはいつでも既存の様々な法制度のアナロジーが参考となるため、条文上書いた部分は良いが、書いていない部分について問題が生じたときに、解決のため困難をきたす。よって、排出枠の法的性質の整理をする意味はある。また、排出枠は独自の世界で考えることだとしても既存の制度との平仄を考えないと、法体系全体の中で他の制度にも影響があり得る。その意味ではそれぞれの点について合目

的的な観点から規律を用意するということは重要であるが、それだけで良いのかというところではないだろう。

- 排出枠の記録が権利を表すのか、記録なくして権利なしなのかという論点について、基本的には記録で帰属が決まっていくが、記録があっても実体的な権利の帰属は別であるとも考えることもできる。どのような制度として構築するかによって法律関係が変わってくるので、この点が重要ではないか。例えば、詐欺取消しがあった場合、記録があるところにも権利はあるということになると、権利はもう移転してしまっているため、それを是正するのに記録自体を動かせるような手法を用意しようということになる。その性質も、記録と権利が一致すると、実体的な権利も一致していることとなるが、それを認めることはできないという考慮を組み込んだ一種の不当利得的な構成が考えられる。他方で、実体的な権利は元の権利者にあるものの、記録だけが他者にある場合は、記録だけが適切に権利を反映していないので、真の権利者からの返還や回復の請求ということが考えられ、その部分の手当を図ることになるのではないか。
- 物権的な返還請求権ではないが、債権等が移転していったときに、対抗要件として債務者への通知や承諾が必要だが、権利は、移転しなかった。しかし、対抗要件だけ具備されてしまったというようにときに、それをさらに現在の債務者に対して、権利者であるという通知等がされた者から、その対抗要件具備の方法をとるように、それを権利者が請求するようなことができないか。それができるということになると、物権的返還請求権ということはいわなくてもそういったことを主張できるということになるのではないか。また、いずれであるかによって、主観的な要件も変わってくる。
- さらに、記録と権利が一致するのかどうかということについて、一致させるという点についてはそれだけ取引の安定・動的安全を徹底して図るという政策をとるかどうかということに関わる。他のものに比べて排出量取引制度だけ特にそこまでの保護を必要があるのかという点に関わってくる。
- 【資料5・8頁】に記載のある特定物か不特定物かについては、当事者の意思に着目するかどうかであるため、当事者に任せれば良い。しかし、排出枠の法的性質というときに、シリアル番号でどれがどう移っていたかということを追跡できるということと、代替性を持った代替物・財産かどうかの方が重要である。特に契約で一定の排出枠を移転していった場合に、その排出枠が転々と移転しているということになるのか、それとも特定性は失われてしまって、特に詐欺取消し等AからB、BからCに移転したときに、Aの権利が転々と移転してCに移転しているという構成を取れるのかどうかということが問題となる。金銭だと占有のあるところに移転するため、Aの

金銭が転々と、Cに移転したという構成にはならない。そのため、当該財産の返還ではなく、不当利得の構成を用いることとなる。

- 質権については禁止する理由がないのではないかと考える。ニーズがないことや登録簿に負荷がかかるため、必要なかろうということであれば、認めないということでも良い。その場合も禁止まではする必要はあるのか。積極的に登録の制度は用意しないので、禁止はされないが実際には利用できないという形もある。他方で、質権は禁止されつつ、譲渡担保という形での担保化が可能な財産権として考えたときに、質権だけがなぜ否定されるのかというのが問題になる。譲渡担保については改正の検討が進んでおり、そこでは、譲渡担保についても登記に載せていくようなことが検討されている。それから企業価値担保権のような場合で、事業全体や全財産を担保に取るときに、排出枠の部分だけは担保に取れないということも制度設計としてどうかと思う。
- 民事執行や破産において、差押禁止や処分禁止にすることも排出枠だけなぜ差押禁止や処分禁止にできるのかという説得的な理由がないのではないか。
- また、破産の際に、破産管財人の行動に十分期待し得るかは、断定できない。破産管財人は、排出量取引制度により公法上の義務を負うが、その義務履行と債権者の利益との調整の中でどういう行動を破産管財人がとるかは幅があるように思う。

〔加毛委員〕

- 【資料4・7頁】では、「利益享受可能性」と「処分可能性」を基準として「財産権」という法的性質決定が導かれると説明されている。この考え方は、近時の民法における有力な学説を踏まえたものといえる。財産権は、債権や物権と同様に、民法上の実体的な概念である（民法第163条、第166条第2項、第205条等）。その財産権の法的性質について近時、学説における議論の蓄積がみられるところであり、【資料4・7頁】の記述は、それに基づくものと考えられる。
- そのような学説の議論を前提とすれば、排出枠の私法上の法的性質を「財産権」と理解することは可能であるように思われる。その上で、財産権の内実をどのように捉えるのかについては、二つの考え方があると考えられる。第一の考え方は、口座簿の記録という「情報」を客体とする財産権を認めるというものである。情報は消費の競合性という性質を有するため、本来的には、排他的な利益享受可能性がないものであるが、技術的手法や制度的手当によって、ある情報に対する非競合的な支配を確立できる場合には、その情報を客体とする財産権を認めることができる。
- 第二の考え方は、記録という情報とは別個に、財産権を観念するというものである。その場合、財産権の帰属や移転を決定する基準として、記録を利用することが考えら

れる。そのような財産権を観念できる根拠は、やはり、技術的手法や制度的な裏付けによって、当該権利の利益享受可能性と処分可能性が創出されることに求められる。

- 排出枠については、どちらの考え方もあり得るように思われる。前者の考え方によった場合、情報それ自体には情報財のような価値が認められないとしても、情報を客体とする財産権について、それを取引する者の間で金銭的評価が与えられることによって、当該財産権の価値が生み出される。排出枠は、償却義務の履行手段として重要な意味を有するのであり、相応の金銭的評価が与えられることが予想される。他方、排出量取引制度という制度的枠組みの中で排出枠が創出されることに着目し、そこに情報とは区別された、実体的な権利を観念することも可能であると考えられる。
- 以上より、排出枠を私法上の財産権と性質決定できると考えられる。その上で、宍戸委員や沖野委員が指摘されたように、財産権に「特殊な」という形容詞を付す必要はなく、いかなる性質を有する財産権であるのかを議論すべきと考える。
- 次に、法的性質決定が有する意義について言及しておく、ある法的性質決定がなされることにより、それに基づく法的効果が発生したり、一定の法的規律が適用されたりするという帰結が導かれる。この点に、法的性質決定の意義が見出される。排出枠に関する法的規律を法律において規定し尽くすことは困難であり、法律の規定が存在しない場合には、私法上の性質決定が重要になる。
- その上で、財産権という法的性質決定により、いかなる法的帰結が導かれるのかが問題となる。財産権という性質決定から一定の法的帰結が導き出される問題と、そうではない問題が存在する。このことが、【資料4】及び【資料5】で議論されている様々な問題を考えるうえで、重要な視点になると思われる。
- 財産権という性質決定から一定の法的帰結が導かれる問題として、第一に挙げるべきは、【資料4・論点（2）】である。財産権という性質決定により、財産権がある主体に帰属していることを実体的に観念できることを前提として、財産権の帰属主体と口座簿上の名義人が一致していない場合には、財産権の帰属が侵害されていることになる。それゆえ、財産権の侵害について物権的請求権が認められることになる。
- 【資料4・12頁】では、物権的請求の内容が返還請求であることを前提とするようであるが、ここでいう物権的請求が返還請求なのか妨害排除請求なのかは検討を要する問題である。もっとも、返還請求と妨害排除請求については、その性質を同じくするものであるとの見解も有力であるので、物権的請求が認められることを確認しておけば良いのではないかと。
- 第二に、財産権という性質決定から導かれる法的帰結として、当該財産権が、原則として帰属主体の責任財産を構成するということがある。それゆえ、財産権は、民事執

行の対象になるし、倒産手続が開始すれば、倒産手続に服することになる。第三に、財産権という性質決定から、原則として、担保権、特に質権の客体になるという帰結も導かれる。

- 以上のように、財産権という性質決定に基づいて一定の法的帰結が導かれる一方で、財産権という性質決定だけでは決着がつかない問題も多数存在する。
- まず、直前で指摘したように、財産権は、帰属主体の責任財産を構成し、執行・倒産手続の対象となるのが原則であるとしても、例外的に、執行・倒産手続の対象とならない場合が存在する。【資料4・16頁】でコミットメントリザーブへの言及があるが、政策的考慮に基づいて、一定の財産権を執行手続の対象としないという制度設計はあり得る。
- 質権についても、排出枠に対する質権設定を法律で禁止することがあり得る。実需として質権設定が必要とされるのか、質権設定を認めることによって口座簿のシステム上の負荷が大きくなることをどのように評価するのか等の観点から、質権を法律上の禁止することも考えられる。
- さらに、【資料4・論点（1）】で挙げられている、無権利者から記録の移転を受けた者の保護という問題については、排出枠の流通性をどの程度とするのが望ましいのかという実質的考慮を要するものである。財産権という性質決定によれば、無権利者から記録の移転を受けたとしても、財産権が移転するわけではないので、真の権利者は記録の移転を受けた者に対して物権的請求をできることになる。このような原則的帰結に問題があると考えるのであれば、善意取得に関する規定を設ける等の対応が必要になる。
- なお、意思表示に関する民法上の第三者保護の規定について、その主観的要件を緩和する必要があるかという問題については、電子記録債権法の規定を受けて議論されているものと考えられるが、電子記録債権法における実質的考慮と同様の事情が、排出量取引についても妥当するのかについては、慎重に検討すべきように思う。
- 【資料4・論点（3）】については、無権利者による排出枠の償却が効力を有するのかが問題となる。仮に、国が無権利者からの記録の移転を受けたに過ぎないと考えるのであれば、論点（1）と同様、第三者保護の問題として把握されることになる。他方、排出枠が償却義務の履行手段であり、国は債務の弁済として排出枠の記録の移転を受けるものと評価するのであれば、騙取金による弁済と類似の問題状況が生じることになる。これら点は、財産権という性質決定から導かれるのではなく、排出枠が財産権としていかなる性質を有するのかに関わる問題と考えられる。

〔武川委員〕

- 【使用４・７頁】について、京都クレジットの「動産類似のもの」という整理について、私は、当時の検討会に参加しており、改めて申し上げますと、動産類似というのは取引の期日において保有推定であったり、善意取得といった制度を採用するという点に力点があったものである。今回の特殊な財産権と基本的に同じことを言っていると理解している。よって、複数の委員からの指摘及び資料４に記載の通りである。
- 【資料４・１１頁】について、第三者保護の主観的要件を緩和するかについては、今回の制度で緩和する必要があるのかについて懐疑的である。振替社債・振替株式と同様に緩和は不要としても、特に問題はないのではないかと。
- 【資料４・１２頁】について、記録と権利が一致しない場合の訂正請求や返還請求の規定を設けるかは、解釈で導くこともできるように思うが、実務的には、明文の規定があった方が良いのではないかと。強く拘るわけではないが可能であれば、検討されたい。
- 【資料４・１３-１４頁】の償却や国が排出枠を割り当てる場合の規律について、民事法的に考えるとこうだとか行政法的に考えるとこうだというよりも、制度の設計としてこうした方がいいのではないかとという観点で、コメントさせていただく。まず、【資料４・１３頁】は、行政庁側の善意・悪意を問うような仕組みにすべきではなく、一旦償却が行われたらそれは有効なものとして取り扱うという制度にした方が良いのではないかと。理由は、行政庁が真正な権利保有者を確認することが困難ではないかという問題、及び一律に有効だとしないと排出枠の保有者について争いがある場合には、償却義務が履行されたかを巡って、長期間紛争が続くこととなり、単なる私人間の争いを超えて公法的な権利関係も含めた制度としての安定性が損なわれるのではないかとという問題にある。例えば、課徴金が発生するのかわからないのか等問題が連鎖的に発生する可能性があり、それは避けるべきではないかと思う。また、三つ目の理由として、理屈で説明するのが難しいが、排出量取引制度の考え方として「償却」とは何かというと、いわゆる償却口座に排出枠を移転して、その後当該排出枠は流通に置かれないという考え方が一般に採用されているのではないかと考えている。そういった意味で、一度償却されたものを市場に再度流通させるということは、一般的な理解と乖離するのではないかとということもある。
- 【資料４・１４頁】については一度割当てられたものは有効な排出枠であって、その後割当処分を取り消すことがあったとしても、その場合はその過剰割当を受けた者に対して、同種のものを調達してきて、取り消す、又は国に納めるという形にすべきではないかと。理由は、もし割当の過程に瑕疵があった場合に、排出枠が、その取引対象になっている排出枠が取り消されると、遡及的に無効となるという可能性があるとする

と、この【資料４・１４頁】のＢやその後のＣ、Ｄという取引に入ろうとする者は、当該排出枠の割当過程に問題がないかということを気にしなければならないことになる。もちろん善意取得で救済される等、様々な議論はあり得るが、類型としてこのようなことを確認しなければならないということが負担になるのではないかと思う。その意味でも、一旦発行されたら有効であり、後で過剰発行を受けた者が別の排出枠を調達して帳尻を合わせるといったことが良いと思う。

- こう考えると、【資料４・１３-１４頁】通じて、排出枠の過剰発行、過剰割当ての局面では、国は割当を受けた者に対してしか遡及ができないという一方で、償却を受ける場面においては、誰が保有者なのかということは確認しなくてよいということで、あまり理論的ではないが、制度全体として、国だけを一方的に優遇しているわけではないという意味において、結果的にバランスが取れているのではないかと思う。
- 【資料４・１５頁】の質権に関しては、現在の実務上はそこまで強いニーズがあるとは思ってはいない。ただ、それは制度が存在しないからという可能性もあるので、両論あり得る。そもそも、最初に制度を作った京都クレジットは国際的に取引しているため、日本だけ質権を認めて、日本の質権付きクレジットが国際的に流通したらどうなるのか、日本の国別登録簿、割当量口座簿において、質権記録を作ることが、気候変動枠組条約、京都議定書、マラケシュ合意との関係で許されるのか等、そういった議論もあって禁止したという面もあったのではないかと思う、そういう意味では今回はこういった縛りはないため、両論あり得る。
- 民事執行法及び破産法については、あまりドラスティックな方策を導入するよりも、コミットメントリザーブを設けるといったやりの方が良いのではないか。なお、コミットメントリザーブは、超過削減達成分のみを取引可能な財として認識するタイプの制度を導入するのであれば必要がない。そうではなく事前に排出枠を割り当てるといった制度の場合に必要となるものである。

〔大塚委員〕

- 【資料４・１２-１３頁】の論点については武川委員に賛同する。訂正請求権の規定は入れたほうがよいと思うし、償却についても一旦償却したものを覆すことができないというのは、この制度に混乱を来さないために大事な点だと考えている。
- 【資料４・１４頁】の過剰割当の場合は、Ａに対して無効だった量分の取消義務を負わせるということは、国へ移転させる義務を負わせるということである。Ｂとの関係で、善意取得にするかそれとも行政の職権取消しの効果を及ぼさないとするかは、両論あると思うが、善意取得ということで良いのではないかと思う。

- 質権については、なくて良いと思っている。流通を阻害するのではないかという点と排出枠に有効期間が設定される場合もあるため、わざわざ登録項目を増やして、システムのコストを増加させる必要があるのか疑問である。
 - コミットメントリザーブに関して、環境省の検討会で考えていたときは、排出枠を事前に割り当てる方式の排出量取引制度を考えていたので、事後的なものにするときは、コミットメントリザーブの議論は、必要性は少なくなる。
 - 特殊な財産権としたのは、米国の排出量取引制度に関する法案では、排出枠は、財産権ではないという規定を明文で入れていたということで、その最大の理由は債権とか物権とかという話ではなく、市場安定化措置等、後から出てくる措置によってひっくり返る可能性があるものだという点を特に重視したというところにある。米国は訴訟社会なので特にその点は気にしなければいけなかったという事情があり、財産権ではないということを明言していた。憲法や民法の観点から考えるときは財産権だからどうなるという議論をしたくなるのは、よくわかるものの、特殊な財産権という点は、排出枠に関してのドイツ法の議論を参考に、環境省の報告書を作成しているので、排出量取引制度の方からのアプローチということを考えていただけるとありがたい。財産権と構成した場合、市場安定化措置をとることが憲法上財産権侵害にならないかについては、ドイツの判例などでも論じられたところであり、また、排出枠は排出総量目標を達成する手段にすぎないところから、ドイツでも通常の財産権とは想定されてこなかった。ただ、【資料4・12頁】に類推適用という話が出てきたように、物権的請求権はもちろん条文にないが、考え方として財産的価値もあるので、似たような考え方を取らなければならないケースも出てくる。「特殊な財産権」というのは要するに、譲渡ができて、償却ができれば良い、それ以外には何も必要でない権利というのが基本にある。その点と市場安定化措置によって後でひっくり返る可能性があるというところが、「特殊な」という意味である。体系的にどうかや他の権利との関係の整理が必要という点はまさにその通りだと思うが、各法からのアプローチだけでなく、排出量取引制度の方からのアプローチも踏まえていただきたいと思う。
- （加毛委員）市場安定化措置があるというような特殊性が指摘されていたが、例えば日銀が為替介入を行うといっても、日本の円に対する財産権というものが失われるということにはならない。その財産権を認めた上でその価値がどう評価されるのかという話と、財産権という権利性というものが認められるのかということとは分けて議論をすべきではないかと思った。むしろ問題となるとすれば、事後的にあったはずの財産権がなくなってしまうとか、まさに排他的な利益享受とか、移転可能性・処分可能性というものが否定されるということになり、そういった

ものであるとすれば財産権というものではなくなるという議論に結びつくと思った。

〔黒沼委員〕

- 排出枠の割当・償却についての規律は、有価証券で言えば発行と消却に当たるような行為だと思う。したがって、そこにおける規律は、振替口座上の取引とそろえる必要はないと考える。実質的には武川委員が指摘した政策論に賛同するし、政策的に決定してよい問題だと考えている。
 - （沖野委員）償却と言うのが、償却義務という排出との関係での話と有価証券で言われるような消却という、二通りの意味で償却という表現があるのか。この点ご整理いただきたい。
 - （経済産業省）有価証券の消却という意味の文言は、排出枠では特段意識していない。ただ、償却や取消しにより、国に移転された排出枠は、市場に戻らないといった意味では、類似の効果を有すると考えることもできる。
- 排出枠へシリアル番号は付しておいた方が、その法的位置付けはどうであれ、良いのではないかと思う。社債株式振替法では、株券の番号が使えなくなった。それにより、例えば、善意取得制度を設けたときに、どの部分が承継取得でどの部分が善意取得なのかがわからなくなってしまった。今回の例でいうと、意思表示の取消しがあった場合、買主が何tかの排出枠を持っていて、取り消された部分を移転したときに、移転先が自分はその取り消された部分を取得したのか、それとも、有効に売主が保有していた部分を取得したのかがわからなくなってしまうという問題が生じかねない。よって、シリアル番号による処理は必要なのではないかと思う。

〔曾我部委員〕

- 宍戸委員からの財産権性についてのコメントについては、賛同する。大塚委員から米国では、財産権性を認めないことが明文で述べられているという指摘があったが、日本の場合は、そういう明記が仮にあったとしても、法制度上、財産権性が認められるという評価になれば憲法上は財産権になる。したがって、このような記載は、憲法の観点からは、特段意味合いを持たないというのが基本的な見方になる。
- 質権については、財産権の内容形成との関係で、一定の合理性が求められるということがあるかと思う。したがって、余りにも不合理な作りになってしまうと、内容形成として、憲法上問題があるということに繋がり得るというそういった性質の議論だと認識している。質権に関しては、譲渡担保は認められるというところと、排出枠という

ものが、有効期限があり得るものであるということも含めて、担保化のニーズが大きくないというようなこと、システム上の負荷がかかるといったところを考慮すると、質権設定を認めないということは一定の合理性があるかと思っていたが、それはやはり譲渡担保、その他、担保化の方法が他にもあるということが一つの要因となっていた。しかし、沖野委員の譲渡担保においてもその記録をするということが検討されている、そういう方向になっているということになると、およそその担保化が認められないということになってくると、これは実際のニーズとの関係もあると思うが、やはり一定の財産権に対する、制限になってくる可能性もある。その辺の合理性を改めて制度全体の中で、検討していく必要がある。

〔山本委員〕

- 【資料４・１３頁】は難しい問題だが、結論としては概ね記載のとおりで良いのではないか。二つ基本的な考え方がある。一つは国に対する義務、償却等の場面について言えば、民事法上取引された排出枠の真の権利者を判断することまでは、国の行政機関は事実上できず、またそこまで国の行政機関が突っ込んで調査することは必ずしも適切でないだろうとも思う。よって、外形で判断するということを基本にせざるを得ないのではないか。
- 二つ目は、政策的な考慮になるかと思うが、排出量取引制度の安定的な運用・運営のために、償却後には、口座の記録の内容が、民事法上の真の取引の内容、効力を反映していなくても、記録をそれ以上訂正して、償却の効果を覆滅させる措置はとらないということかと思う。償却前までは、記録の訂正請求をすることや、償却時に、明白に記録が間違っているときに、職権で行政庁が訂正した上で償却しないといった処理があり得る。ただ、後者の職権措置については、實際上そういう事態がどれぐらいあるか、制度化をするときに、そこまで考える必要があるかどうかは、一つの論点かと思う。
- 手続上の論点だが、償却の時点が非常に重要であり、この点を明確に定めておく必要がある。また、訂正請求の拒否とか職権による訂正について、処分性を認めるか等、手続をどの様に整理するかということが論点としてあり得る。さらに、例えば、訂正請求について当事者間で民事法上の争いがあり、民事訴訟が提起される間に、償却されてしまうことがあり得るのかどうか、償却を止めるような仮の措置が必要か、特に必要ないかといったことも問題になるかもしれない。
- 【資料４・１４頁】は、実は単純な問題であると考えている。Ａとの関係で行政庁が割当てを取り消すと、取消しの効果としては、その量だけの返還を求めることを考え

ば、ほぼ済むのではないか。職権取消しの効果については、信頼保護の要請から制限することがあり、バリエーションがあり得るが、排出枠の場合バリエーションはないのではないか。つまり、例で挙げられている、600 t 中、本来であれば 500 t であって、100 t が過剰であるときに、過剰である部分をどう特定するかが實際上問題となる。私は、割当処分においては、確かにシリアル番号の付された排出枠を割り当てるのかと思うが、制度上の処分の内容としては、何 t 分の排出枠を付与するということであり、その取消しの内容は、何 t 分の排出枠を取り消すということに尽き、それ以上に、シリアル番号がここからここまでの分が取り消されるという制度にはならないと理解していた。そうだとすると、取消しの効果としては、返還請求しかないのではないかと思う。ただ、職権取消しは信頼保護の要請から制限されることがあるので、要件は考える必要がある。この点について言えば、まず A の信頼保護のために取消しが制限される場合があるのではないか。例えば、取消しのタイミングとか、A の有責性とか、違法性の認識可能性等を考慮することになるかと思う。B との関係でいうと、職権取消しの一般的な考え方から言っても、最判平成 6・2・8 民集 48-2-123 の中で、処分の相手方以外の第三者との関係では、取消しの効果を及ぼさないことがあり得るとされている。要するに、第三者の信頼保護という観点であり、排出枠の過剰割当てに関しては、ほとんどの場合、排出枠の取引をする第三者は、過剰な部分というものを認識できないため、第三者の信頼は保護され、第三者に職権取消しの効果が及ぶことはないと思う。A と B が共謀して、B が A を唆して、虚偽の資料を作って過剰な排出枠を取得するとか、そういう場合しかほとんどありえない。基本的には B に対して取消しの効果が及ばないという処理になるという気がしている。

- （沖野委員）過剰発行というとき、この例でいうと、本来であれば 500 t のところを過剰に 100 t が発行されているということで、しかも A が 200 t を残して、400 t を移転させたときに一体どの部分が本来割り当てられない部分が特定ができないというのはその通りであると思う。しかし、仮に A が、全 600 t を移転していたら、そのうち 100 t は過剰であったということになり、B はその過剰な分を持っているということになる。ごく例外的かもしれないが、そういう形で特定することが可能な場合に一体どうなるのか疑問に思う。もっとも信頼保護と言われるときに、単純悪意かどうか、通謀してそれをもたらしたという害意に近いものでなければ信頼される・信頼に値するとして保護するということであれば、民法上の悪意・善意とは内容が違ってくるのかもしれないが、そういう扱いになるのであれば、B に及んでくることはなかろうということではないかと思う。

〔男澤委員〕

- 会計の立場から考えると、排出枠は、無形の財産的価値を有し、かつ、譲渡可能というあたりで、会計上の何らかの資産の要件は具備しているように考えている。法的な性質、取引の目的、市場の状況等を鑑みて、その資産の勘定科目が何なのか、そういったものを、会計上は検討していくことになると思う。
- 一点、記録と権利の一致という点が気になった。会計上、取引の認識、測定そして仕訳の起票タイミングというのは、おそらくこの口座の記録というところを起点にすると思われる。実務寄りのコメントとなるが、この記録と権利の一致と言うことは、その後の検証可能性も含めて、非常に重要なポイントである。また、譲渡の際の譲渡の効力発生要件の具備等も、資産の移転、中止といった認識のタイミング等に関わる。その辺りも、法的な議論をしっかりと受けとめて今後、会計的に検討していきたい。

〔高村座長〕

- 排出枠の法的性質をはじめ本日の議論をふまえつつ、削減義務の履行と排出枠の取引を可能とするのにどのような法的構成、法制度上の手当が必要かを検討する必要がある。武川委員が、様々な法的論点も踏まえて、制度設計の観点からご発言された点について、委員から特段の異論はなかったが、さらに検討を深めたい。

〔事務局（経済産業省）〕

- 権利とその記録との関係をどう捉えるか、動的安全性をより徹底していくか、振替社債のような形で記録とその権利を別出しで構成できるかについては、元々、京都クレジットのときから、振替社債のような形を採用してきたところもあり、今回、【資料4】の作成にあたっては、振替社債モデルを前提にしている。排出枠の動的安全性がどれまで必要かについては、市場間取引や取引参加者の検討に合わせて検討を深めていく必要があると考えている。

〔事務局（環境省）〕

- 説明時に債権債務じゃないと簡潔に言ってしまって申し訳なかったが、排出枠を割り当てた国と制度対象者の間に債権債務を生み出せないという議論をしていただいたということで、途中議論があったが、公法上の義務として償却義務を課すということが整理されているということを踏まえた議論でもあった。
- 憲法や行政法、民法等様々な議論が関係するものであり、特殊な財産権というもの、いわば限定された意味で、償却義務を課すとか、排出枠を取引できるというところ

に、ハイライトした表現であった。そのところを今回明確化した方が良いと感じた。

お問合せ先

G X グループ 環境経済室

電話：03-3501-1770

FAX：03-3501-7697